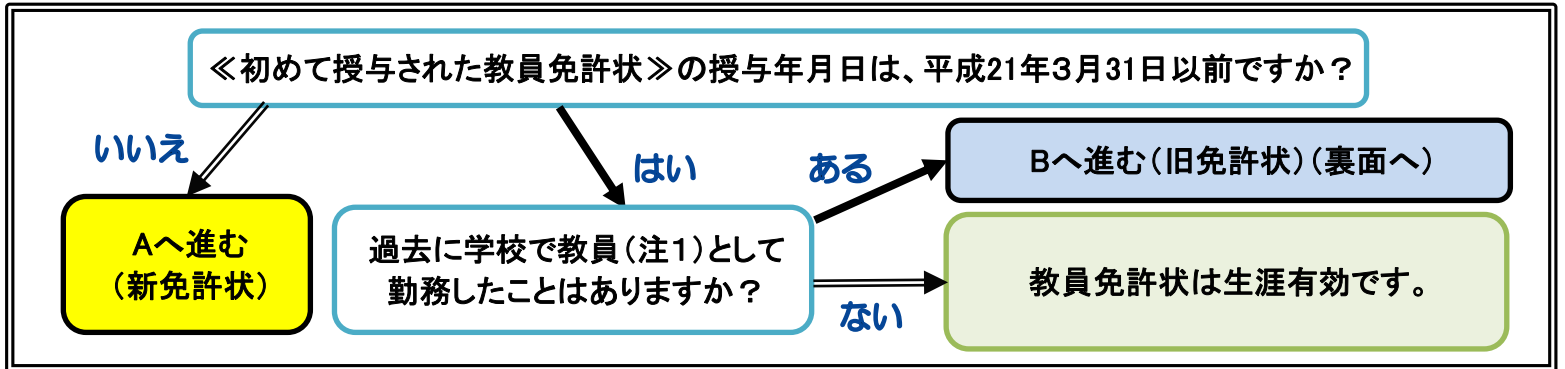
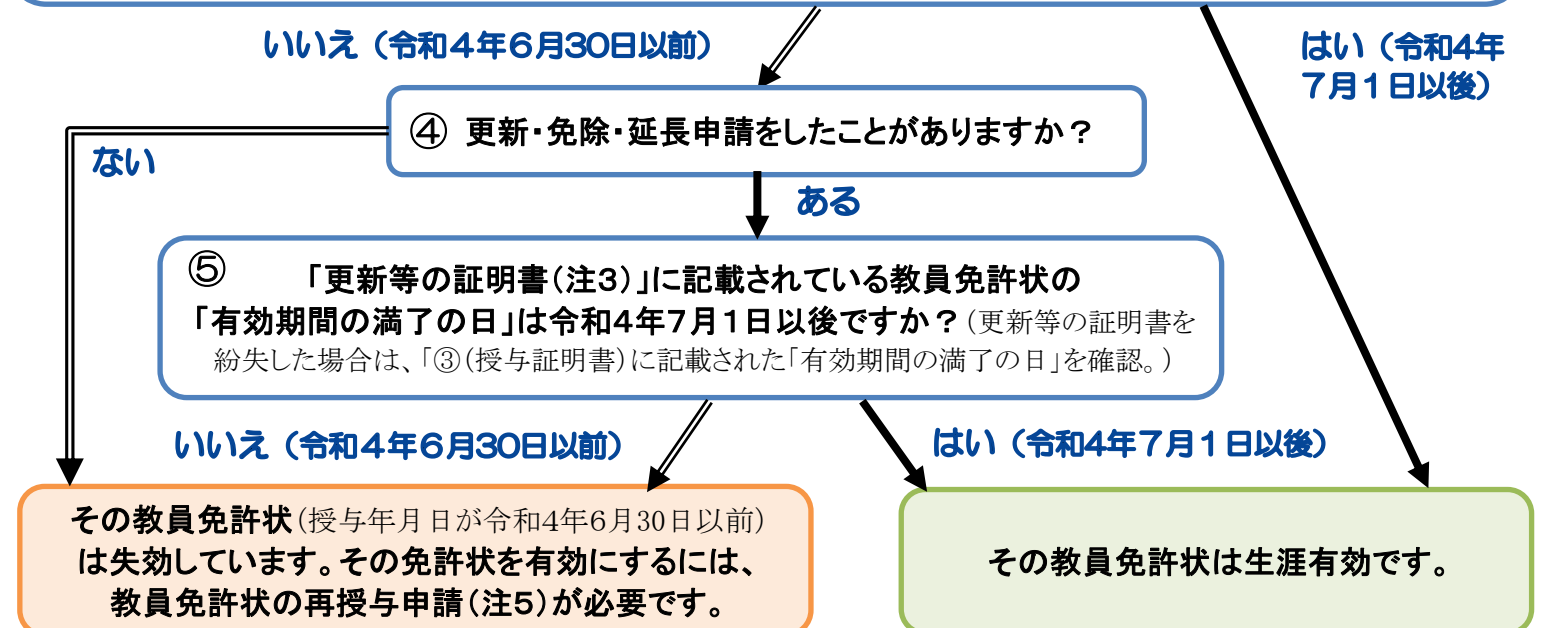
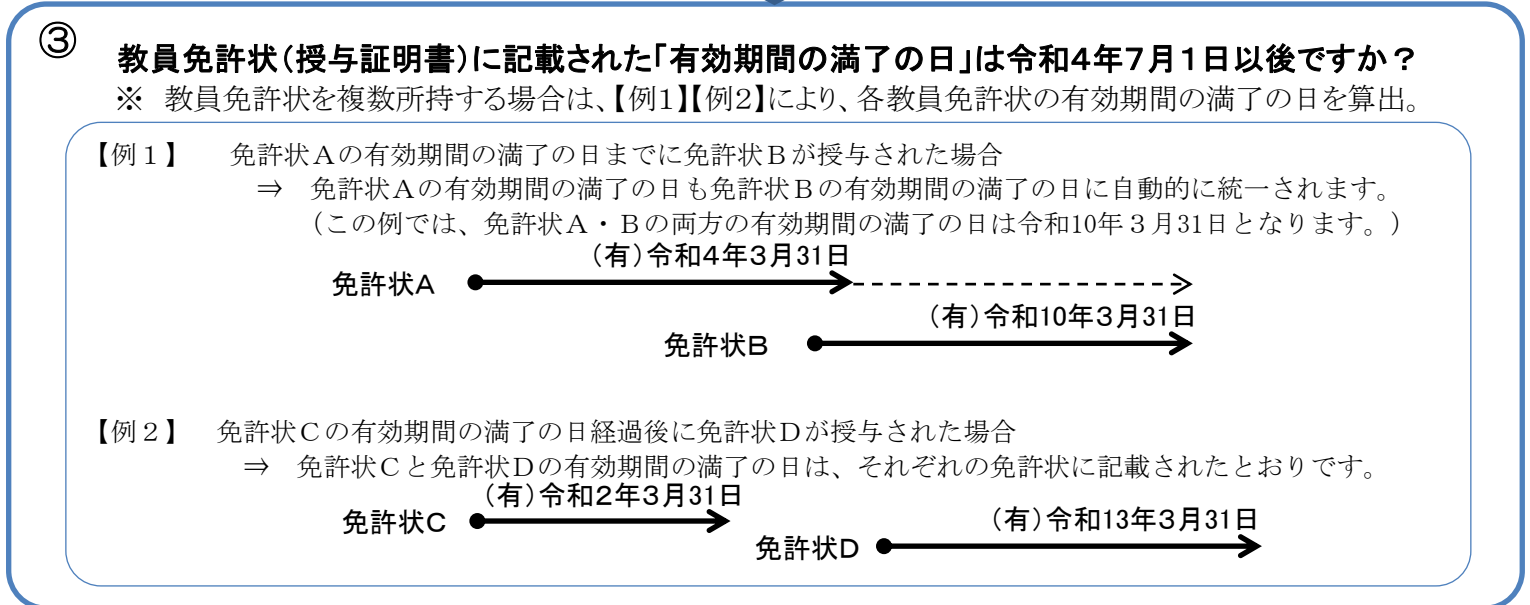
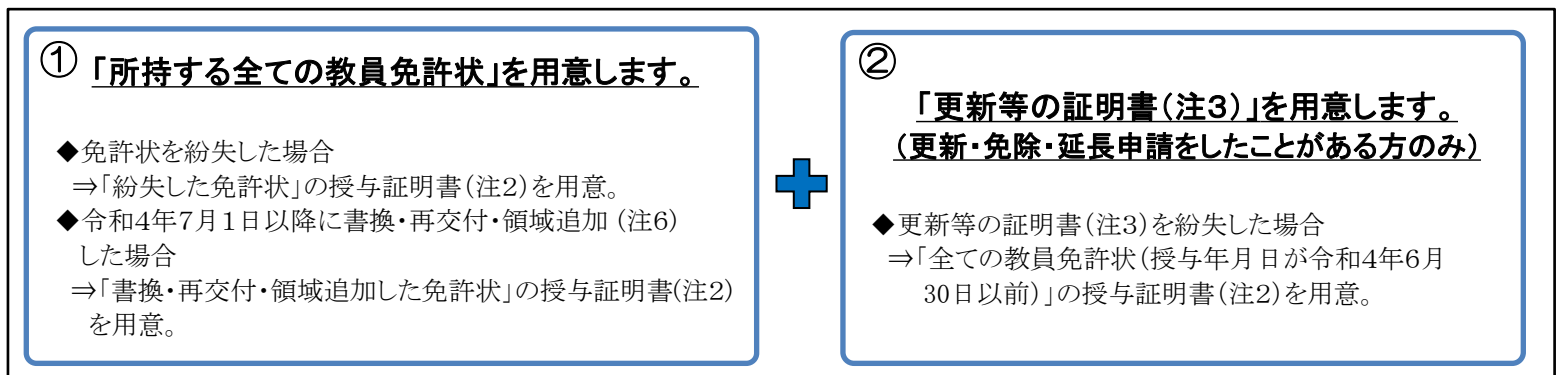


更新制廃止後の教員免許状の有効性確認フローチャート

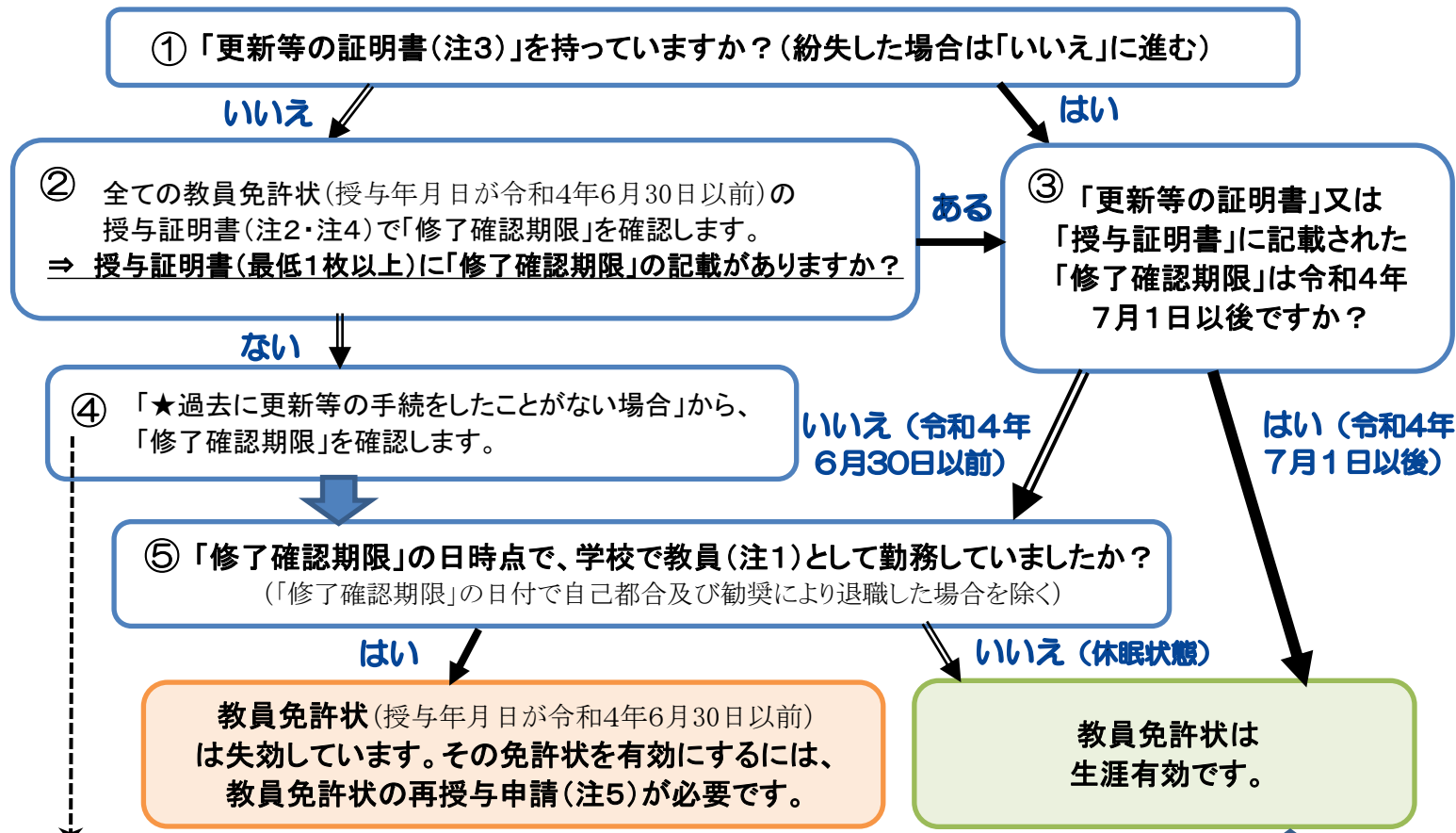
- 「授与年月日が令和4年7月1日以降の教員免許状」は、有効期間の定めなし(生涯有効)となります。
- 「授与年月日が令和4年6月30日以前の教員免許状」の有効性は、以下のフローチャートで確認してください。



A 新免許状所持者の場合



B 旧免許状所持者の場合



★ 過去に更新等の手続をしたことがない場合

(a) : 平成21年3月31日までに授与された栄養教諭免許状がある場合

栄養教諭免許状の授与年月日	修了確認期限
平成18年3月31日以前	平成28年3月31日
平成18年4月1日～平成19年3月31日	平成29年3月31日
平成19年4月1日～平成20年3月31日	平成30年3月31日
平成20年4月1日～平成21年3月31日	平成31年3月31日

(b) : (a)に該当しない方で、生年月日が昭和30年4月2日以降の場合

生年月日	修了確認期限
昭和30年4月2日～昭和31年4月1日	平成23年3月31日
昭和40年4月2日～昭和41年4月1日	
昭和50年4月2日～昭和51年4月1日	
昭和31年4月2日～昭和32年4月1日	
昭和41年4月2日～昭和42年4月1日	
昭和51年4月2日～昭和52年4月1日	
昭和32年4月2日～昭和33年4月1日	平成25年3月31日
昭和42年4月2日～昭和43年4月1日	
昭和52年4月2日～昭和53年4月1日	
昭和33年4月2日～昭和34年4月1日	
昭和43年4月2日～昭和44年4月1日	
昭和53年4月2日～昭和54年4月1日	
昭和34年4月2日～昭和35年4月1日	平成27年3月31日
昭和44年4月2日～昭和45年4月1日	
昭和54年4月2日～昭和55年4月1日	
昭和35年4月2日～昭和36年4月1日	
昭和45年4月2日～昭和46年4月1日	
昭和55年4月2日～昭和56年4月1日	
昭和36年4月2日～昭和37年4月1日	平成29年3月31日
昭和46年4月2日～昭和47年4月1日	
昭和56年4月2日～昭和57年4月1日	
昭和37年4月2日～昭和38年4月1日	
昭和47年4月2日～昭和48年4月1日	
昭和57年4月2日～昭和58年4月1日	
昭和38年4月2日～昭和39年4月1日	平成31年3月31日
昭和48年4月2日～昭和49年4月1日	
昭和58年4月2日～昭和59年4月1日	
昭和39年4月2日～昭和40年4月1日	
昭和49年4月2日～昭和50年4月1日	
昭和59年4月2日～	

(c) : (a)に該当しない方で、生年月日が昭和30年4月1日以前の場合

- (注1) 「教員」とは、幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校及び幼保連携型認定こども園の主幹教諭(幼保連携型認定こども園の主幹養護教諭及び主幹栄養教諭を含む。以下同じ。)、指導教諭、教諭、助教諭、養護教諭、養護助教諭、栄養教諭、主幹保育教諭、指導保育教諭、保育教諭、助保育教諭及び講師を指します。(臨時的任用職員を含む)
- (注2) 授与証明書は、教員免許状を授与した都道府県教育委員会に請求し、最新のものをご用意ください。
- (注3) 更新、免除、延期・延長、回復手続を行い、教育委員会から発行された証明書です。
- (注4) 過去に更新・免除・延期・回復手続をしたことがない方で、個人的に免許状の有効性を確認したい場合は、授与証明書は必ずしも取り寄せる必要はありません。その場合は、「ない」に進んでください。
- (注5) 「再授与申請」とは、教員免許状を失効した人が有効な教員免許状を再取得するために、都道府県教育委員会に授与申請を行うことです。失効した教員免許状は回収しますので、再授与申請の際にご持参ください。
- (注6) 「書換」とは、免許状に記載の氏名・本籍地を書き換える手続です。「再交付」とは、紛失又は汚損した免許状を再度交付する手続です。「領域追加」とは、所持する特別支援学校教諭免許状に、新たな教育領域を追加する手続です。